

知の拠点としての新図書館サービス検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県と高知市が合同で整備している新しい図書館（以下「新図書館」という。）は、東洋ゴム工業株式会社製免震装置の問題に伴い開館時期の延期を余儀なくされたが、この期間を有効活用して、全国の先進図書館も参考にしながら「新図書館等複合施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）のサービス及び業務の再点検と再確認を行うとともに、新図書館でのサービスや取組を行う上で必要な連携先との連携及び協力体制を構築し、サービス内容の検討を行うことにより、図書館サービスのさらなる充実や、中心市街地の活性化などにつなげていくため、「知の拠点としての新図書館サービス検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 基本計画に掲げる新図書館において実施するサービスに関して、より充実すべき事項
- (2) 充実した課題解決支援サービスの実現や関係機関との連携に関する事項
- (3) 中心市街地活性化に資するための図書館サービスや商店街等との連携に関する事項
- (4) 高知県産学官民連携センターや高知県立大学永国寺キャンパスなど、周辺施設との連携に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の中から、高知県教育長が委嘱する委員で組織する。

- (1) 図書館専門家及び学識経験者
 - (2) 前条各号に掲げる検討事項における関係機関の者
 - (3) 高知県立図書館長
 - (4) 高知市立市民図書館長
- 2 委員会に委員長を1名、副委員長を2名置き、それぞれ委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、委員会を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から委員会の検討事項のとりまとめが終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が委員を招集して開催する。

2 委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(分科会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について、専門的に検討すべき事項の検討及び検討された意見の集約を行うため、分科会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局新図書館整備課と高知市教育委員会高知市立市民図書館において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成27年10月2日から施行する。